

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目

平成19年第1回愛荘町議会臨時会

1日目(平成19年2月13日)

開会:午前11時36分 閉会:午後0時27分

議会日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 報告第 1号 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1号 愛荘町消防センター条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 愛荘町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 6号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第 7号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第 8号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第12 | 議案第 9号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第10号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について |
| 日程第14 | 議案第11号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について |
| 日程第15 | 議案第12号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第16 | 議案第13号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について |
| 日程第17 | 議案第14号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について |
| 日程第18 | 議案第15号 契約の締結につき議決を求めることについて |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程と同じ

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 眞
- 8番 珠久清次
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡&ミ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 久保田九右衛門

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)皆さん、こんにちは。平成19年第1回愛荘町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申しあげます。

議員各位には極めてお忙しい中、本臨時会にご出席いただきまして、高禮からではございますが、厚くお礼を申しあげます。

さて、本臨時会は、報告1件、議案15件についてご審議をいただくこととなっております。よろしくお願いを申しあげまして、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしくお願いします。大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成19年第1回愛荘町議会臨時会は成立しましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(久保田九右衛門君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、15番、宇野義美君、1番、辰己保君を指名します。

◎会期の決定

○議長(久保田九右衛門君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみといたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長(久保田九右衛門君)日程第3、報告第1号専決処分の報告についてを議題とします。

町長部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第1号につきまして報告をいたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

町長の専決処分事項の指定の規定(地方自治法第180条第1項)により、工事請負契約の変更を平成18年12月28日に専決処分をいたしております。

記といたしまして、

1. 契約の目的、平成18年度工事第5号、愛荘町愛知川消防センター新築工事。
2. 変更契約の金額および契約の相手方、変更前の契約金額1億5,435万円、変更後の契約金額1億6,006万950円。
3. 契約の相手方、滋賀県彦根市地蔵町120-69、株式会社アルファー建設彦根営業所、所長三谷和生。

以上、報告といたします。

○議長(久保田九右衛門君)これで報告第1号専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第4、議案第1号愛荘町消防センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第1号愛荘町消防センター条例の制定について説明をいたします。

3ページでございます。

第1条につきましては、設置目的を上げさせていただいております。本日、消防センターの竣工に伴いまして、消防センター条例を設置させていただくものでございます。

第2条につきましては、名称および位置ということで、秦荘消防センター、愛知川消防センターを上げさせていただいております。

第3条につきましては、消防センターの設置の目的を達成するための業務といたしまして、第1号から第5号まで上げさせていただいております。

第4条につきましては管理について、第5条につきましては使用者の範囲について、町消防団員、その他町長が適当と認める者が使用できるということにさせていただいております。

4ページにつきましては、第6条として、委任を上げさせていただいております。

付則といたしましては、この条例は公布の日から施行するということでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第1号愛荘町消防センター条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第5、議案第2号愛荘町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第2号でございます。

5ページでございます。

愛荘町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。

愛荘町特別職報酬等審議会条例(平成18年条例第46号)の一部を次のように改正をするものでございます。

第2条第1項中「助役」を「副町長」に改める。

付則、この条例は平成19年4月1日から施行するというので、これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴います条例の一部改正でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第2号愛荘町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第6、議案第3号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例について、および日程第7、議案第4号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第3号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本年4月1日から、福祉センターラポール秦荘いきいきセンターにつきましても指定管理者に管理を任せることになるため、今回、委託による管理に相当する条文について整理をし、一部改正をするものでございます。

愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を次のように改めるということで、第4条の管理を削りまして、第6条、見出しを含みますが、「利用」を「使用」に、「所長」を「町長」に改めます。

第7条の管理受託者の利用を削りまして、第8条から第10条まで、見出しを含みます中、「利用」を「使用」に、「所長」を「町長」に改めるものでございます。

第11条の見出しの「使用料等」を「使用料」に改めまして、同じく「利用」を「使用」に、「別表」を「別表1」に改め、第5項を削るものでございます。

第13条の第2項につきましては、町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合、改正前は「所長」ならびに「管理受託者」とあるのは「指定管理者」とするというのを、「町長」とあるのは「指定管理者」にするに改めまして、今まで削除した条をそれぞれ繰り上げるものでございます。

第13条の次に次の2条を加えるということで、第14条、指定管理者の使用ということで、老人福祉法によります生きがい対応型のデイサービス事業、あるいは介護保険によりますデイサービス事業を行う場合は、町長の許可を受けなければならない。また、変更するときも同様とするというものです。

そして、第2項につきましては、指定管理者が通所介護事業を行う場合は、施設等の使用に伴う費用を負担しなければならない。

第15条につきましては、利用料金です。この料金につきましては、第9条、使用料にかかわらず、それぞれのデイサービス事業に係る利用料金を納めなければならないというものでございます。

第2項につきましては、利用料金は指定管理者の収入とするものです。

第3項につきましては、別表2に掲げる額で、あらかじめ町長の承認を得て定めようとするものです。

第6項につきましては、指定管理者が特別事情があると認める者に対しては、町長の承認を得て利用料金を減額または免除することができるということで、その別表2ですが、下の方ですが、第3条第1号に規定するのが老人福祉施策によります生きがい対応型デイサービスで、利用料の額につきましては町長が別に要綱で定めるものでございます。

次のページの方の第2号第3号に規定するというのがあります。これの1項につきましては、介護保険によ

ハのロ、ソの力の第3条第4項に規定するこの力のつよ。これの1項にシヨは、ハ議決による通所のサービスをうたっております。第2項につきましては、措置によるサービスでございます。付則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第4号の愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本施設もこの4月1日から指定管理者に管理を行わせることになるため、今回委託による管理に相当する条文について整理をし、一部改正をするものでございます。

第4条で管理を削りまして、第6条から第9条までの見出しを含みます「利用」を「使用」に、「所長」を「町長」に改め、第10条につきましても、「利用」を「使用」に改めるものでございます。

第12条第2項で、町長が指定管理者に管理を行わせる場合は、改正前は「所長」とあるのは「指定管理者」とするというのを今回「町長」とあるのは「指定管理者」にするに改めるもので、削除しましたそれぞれの条を繰り上げるものでございます。

付則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより議案第3号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第3号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第4号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第8、議案第5号愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第5号愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて説明をさせていただきます。

民間の能力やノウハウを幅広く活用して住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減などを図ることを目的に、今回、指定管理者制度を導入するものでございます。

愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の規定により、議決を求めるものでございます。

記としまして、まず、公の施設の所在地および名称としまして、所在地、愛荘町蚊野2978番地1、愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール、愛荘町安孫子1216番地1、愛荘町立福祉センターラポール秦荘は

つらつドーム、同じくふれあい広場。

次に、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。所在地、滋賀県彦根市中央町7番47号、名称、有限会社マーメイド、代表者、代表取締役竹田大輔。

指定の期間ですが、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第5号愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第9、議案第6号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第6号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて説明をさせていただきます。

いきいきセンターの指定管理者につきましては、今日まで、いきいきセンターを地域福祉活動の拠点として有効に活用しながら本町の社会福祉事業の健全な発達および実施を図ってきた実績と、さらに今後、複雑かつ多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる事業の展開や福祉サービスの提供が期待できる社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会に指定をするものでございます。

このことにつきまして、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理を次のように指定することにつき、地方自治法第244条の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、公の施設の所在地および名称としまして、所在地、愛荘町安孫子1216番地1、名称、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター。

指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。所在地、愛荘町市731番地、名称、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会、代表者、会長廣田進。

指定の期間ですが、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前11時56分

再開午前11時57分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

13番瀧君。

○13番(瀧すみ江君)愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定ということで、非公募で社会福祉協議会ということで決められたということで、的確な判断をされたとは私と考えておりますけれども、このように地域の活動を今までしてこられた団体などに、町民の利益を損なわない点でも指定管理者として指定されることを今後ともされていこう、的確な判断をされていくことを求めますが、副町長の答弁を求めておきます。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)今回の福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理でございますが、この件につきましては、本年度の9月に、既に社会福祉協議会が愛の郷の指定管理を進めておりますので、一体的管理という観点から、今回、社会福祉協議会に指定管理をお願いしたわけではございますが、今後あつ

スポーツセンター等、いろんな公の施設があるわけですが、そうしたところにつきましては一定、現在直営施設にはなっておりますけれども、それぞれ指定管理をするについては十分に今の経営形態といえますか、管理の形態、あるいは地域住民の利用の頻度等々を総合的に考慮しながら、指定管理をするのほどが一番いいのかということを検討しながら今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第6号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第10、議案第7号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第7号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて説明をさせていただきます。

いきいきセンターの指定管理者に当たりましては、本施設はいきいきセンターと隣接することによりまして、効率的な管理を行うには、いきいきセンターの指定管理者と同一団体が最善と考えられることから、本施設の指定管理も愛荘町社会福祉協議会に指定をするものでございます。それによりまして、地方自治法第244条の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、公の施設の所在地および名称としまして、所在地、愛荘町安孫子1216番地1、名称、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター。

次に、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名ということで、所在地が愛荘町市731番地、名称が社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会、代表者、会長廣田進。

指定の期間ですが、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第7号愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第11、議案第8号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第8号につきまして説明申しあげます。

平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ343万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,719万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加および変更は、「第2表債務負担行為補正」によるということで、15ページをお願いいたします。

第2表といたしまして、債務負担行為の補正で、1、追加分を上げさせていただいております。

1つは、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター指定管理料、また愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター指定管理料、これにつきましては期間が平成19年度からともに3カ年間でございます。限度額につきましては、いきいきセンターの方が3,700万1,000円、いきいきセンターの方が74万4,000円。それから、愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール・はつらつドーム・ふれあい広場指定管理料につきましては、平成19年度から5カ年間、限度額につきましては1億5,682万6,000円ということで、19年の4月1日から指定管理を行うものでございます。

2といたしましては、変更を上げてございます。

愛犬地域療育事業つくし教室建設借入金償還負担でございます。1市4町におきまして負担をいたしております。当該年度直近の国勢調査人口によることとなっております。平成17年国勢調査によりまして再計算をなされたものでございます。期間におきましては、補正はございません。限度額におきまして1,135万円ということで、19万5,000円の増でございます。

事項別明細につきましては、17ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、委託金として選挙事務委託金、4月29日、任期満了に伴う滋賀県議会議員一般選挙の市町村交付金といたしまして89万2,000円を計上いたしております。

次に、前年度繰越金といたしましては253万8,000円を計上いたしております。

18ページからは歳出でございます。

選挙費、県議会議員選挙費といたしまして、報酬6万6,000円、職員手当56万8,000円、賃金13万6,000円、役員費36万円、合わせまして113万円を計上いたしております。

社会福祉費の福祉センター費の工事請負費につきましては、はつらつドーム、それからふれあい広場の水道量水器の設置工事、また、ふれあい広場の遊具改修工事、それからドームの自動火災報知器の設置の工事費といたしまして310万円を上げてございます。

委託料につきましては、けんこうプールで行っております各種教室の開催委託金の精算による減といたしまして80万円を計上いたしております。

保健体育費につきましては、工事請負費といたしまして、スポーツセンター秦荘体育館耐震工事の入札差金といたしまして100万円の減、原材料費といたしましては、宇曾川グラウンドゴルフ場の防球さくを設置いたします費用といたしまして100万円を計上いたしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)債務負担行為にかかわって質疑を行います。

指定管理料が、3年また5年という債務負担行為が計上されています。それにかかわってお尋ねをしたいのは、例規集の257ページ、愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール条例の14条、利用料金。他の部分については使用料金というふうに読みかえてもらって結構です。それで、利用料金は別表が掲げているわけですが、それを上限として指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも同様であるというふうの規定しています。

別表のところ、プールゾーン、トレーニングゾーンに係る各種教室の受講料は、所長があらかじめ町長に承認を得て定めるということで、要するに、私がここで確認しておきたいのは、使用料、施設によっては利用料というものが指定管理者から町長に運営上、使用料、利用料はその指定管理者の収入となるということになるわけですから、この金額、使用料、利用料が町長にあらかじめ承認を得て決まるのか、イコールそれは議会の議決を得て決めるという解釈になるのか、その点を確認しておきます。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)指定管理者に係ります利用料金の話でございますが、ご案内のとおり、指定管理者につきましては、本町利用料金制をいっております。したがって、一定、利用料金というのは、あくまでも条例で上限を定めております。したがって、条例以上の料金を徴収することはできません。ただ、その指定管理者が経営努力によりまして、仮に条例額の以下で定める場合につきましては、一定、町長の承認を得るということでございまして、条例上限は既に議会の議決を得ておりますので議会には提出はいたしません。

したがって、議員が言いましたような利用料金制を導入する場合の額につきましては、条例と同額でいく場合は何も承認を得る必要はないわけなんです。以下でいく場合は、町長の承認を得て利用料金を徴収するということになるかと思えます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第8号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第12、議案第9号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第9号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億5,876万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の23ページの歳入をお願いいたします。

歳入の国庫負担金の療養給付費等負担金で1,086万4,000円の増額です。これにつきましては、一般被保険者診療報酬における療養給付費の増によるものでございます。

次に、繰入金金の基金繰入金で、財政調整基金繰入金で1,913万6,000円の増額でございます。これは財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、24ページの歳出ですが、保険給付費の療養諸費としまして、一般被保険者の療養給付費で3,000万円の増額です。これにつきましては、一般被保険者の診療報酬の増によるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第9号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第13、議案第10号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第14、議案第11号滋賀県自治会館管理組合理約の変更について、日程第15、議案第12号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第16、議案第13号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、日程第17、議案第14号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それぞれがまず議案第10号でございます。滋賀県市町村議会議員公務災害補償

等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、27ページ、議案第11号でございます。滋賀県自治会館管理組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

また、次、29ページ、議案第12号でございます。滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につき、これにつきましても関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

また、31ページ、議案第13号でございます。滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について。

これにつきましても、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

続いて、33ページ、議案第14号でございます。滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について。

これにつきましても、同じく地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

この5つの議案でございますけれども、改正の要旨につきましては、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第15号)といたしまして、平成18年6月7日に公布がされ、平成19年4月1日から施行されることに伴います今回の規約等の変更でございます。

内容につきましては、執行機関より収入役の役職が廃止され、職員のうちから長が任ずる会計管理者1名を置くことが規定され、また、吏員とその他の職員の区別を廃止し、一律に職員とするものにされたものでございます。これに伴い、規約の一部改正をさせていただくものでございます。

なお、30ページにおけます議案第12号の滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約の第2条および別表第1につきましては、平成19年2月1日から滋賀県後期高齢者医療広域連合が加入されたことに伴います改正がなされております。

これらにつきましては、すべて5議案とも、付則につきましては平成19年4月1日から施行するものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊の説明書におけます新旧対照表におきまして説明をいたしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより議案第10号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第10号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号滋賀県自治会館管理組合規約の変更についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第11号滋賀県自治会館管理組合規約の変更につ

いでは、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第12号滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第13号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号滋賀県市町村交通災害共済組合格約の変更についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第14号滋賀県市町村交通災害共済組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第18、議案第15号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第15号でございます。契約の締結につき議決を求めることについて。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、

1. 契約の目的、平成18年度工事第111号、愛知川南面整備工事(県道小田苅愛知川線第1工区)。
2. 契約の方法、一般競争入札。

3. 契約金額、5,953万5,000円。
4. 契約の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町北八木32番地。氏名、滋賀基礎工業株式会社、代表取締役社長中河重和。

よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第15号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成19年第1回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでございました。